

## ○大和町高等学校等通学応援事業交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公共交通機関等を利用した高校生等の通学に係る経済的な負担軽減と子育て支援の充実を図るため、生徒の保護者に対して補助金を交付することについて、大和町補助金等交付規則(昭和59年大和町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する高等学校、特別支援学校(高等部に限る。)、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)及びその他法に定める学校に準ずると認められる学校。(以下「高等学校等」という。)に通学する者をいう。
- (2) 公共交通機関等 路線バス、スクールバス、鉄道、地下鉄(以下「公共交通」という。)をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、町内から高等学校等に通学している高校生等の保護者。(ただし、留学生等については除く)
- (2) 前年度の町税等(町県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)に未納がないこと。
- (3) その他町長が補助対象者と認めるもの。

### (補助金額及び補助対象期間)

第4条 補助金額は、自宅からの通学的手段として定期券等の購入に要した総額の費用から1ヵ月あたり10,000円を超えた額の2分の1以内とし、補助金額に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

- 2 補助金額は、1ヵ月あたり10,000円を上限とする。
- 3 紛失等により定期券等を再購入したときは、重複する補助対象期間については除くものとする。
- 4 補助対象期間は、高等学校等に在学する期間(原則3年度間)を上限とする。ただし、町長が特別な理由があると認める場合は、補助対象期間を2年間延長することができるものとする。

### (交付申請及び実績報告)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号。以下「申請書及び実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象者と対象高校生等の住民票の写し
- (2) 対象高校生等の在学証明書
- (3) 購入した定期券又はその写し

- (4) 補助対象者の申請前年度の納税証明書等
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 第1項の規定により、高等学校等を卒業後に補助対象期間内の申請を行う場合については、在学証明書の代わりに卒業証書等の写しを提出するものとする。

3 申請する定期券等の有効期限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1ヵ月の定期券については、定期券の利用開始日から90日以内に申請するものとする。
- (2) 3ヵ月以上の定期券については、定期券の利用開始日から有効期限内に申請するものとする。
- (3) スクールバスについては、利用料金の支払い完了日から90日以内に申請するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、補助対象者から申請書及び実績報告書が提出されたときは、その書類を審査し、補助金の交付を決定した場合は、交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により補助対象者へ通知するものとする。

(補助金の支払い)

第7条 町長は、前条の規定により交付決定及び額の確定通知書を通知した場合は、補助対象者に対し別表のとおり支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付対象となる定期券等を途中で解約したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた補助対象者に対し、その返還を求めるものとする。

別表（第8条関係）

申請月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
補助金支払月	7月末日	10月末日	1月末日	4月末日

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
ただし、改正規定は平成29年1月10日から適用するものとする。
- 3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

年 月 日

大和町長 殿

住 所 大和町

申請者名（保護者）

連 絡 先

大和町高等学校等通学応援事業補助金交付申請書及び実績報告書

高等学校等通学費の補助を受けたいので、以下のとおり申請します。

通学高校生等	フリガナ		住所	大和町		
	生徒氏名			性別	男 ・ 女	
	生年月日	年 月 日	年齢	歳		
	学 校 名		学年	学年		
	学校住所	電話： ( )				
利用する交通機関	①通学路線	交通機関	バス ( ) ・ 地下鉄 ・ JR ・ その他 ( )			
		購入区間	⇔			
		利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	購入費	円	
	②通学路線	交通機関	バス ( ) ・ 地下鉄 ・ JR ・ その他 ( )			
		購入区間	⇔			
		利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	購入費	円	
	③通学路線	交通機関	バス ( ) ・ 地下鉄 ・ JR ・ その他 ( )			
		購入区間	⇔			
		利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	購入費	円	
	合計金額 (①+②+③)		円			
	通学費補助申請額		円			

振込先口座

金融機関名		支店名		預金種目	
口座番号			(フリガナ) 口座名義人		

※太枠内の項目を記入してください。

【補助金申請額の計算方法】

定期券の有効期間と  
控除の額

$$\boxed{\text{(ア)}} \text{カ月} \times 10,000 \text{円} = \boxed{\text{(イ)}}$$

$$\boxed{\text{定期券購入代金}} - \boxed{\text{(イ)の額}} = \boxed{\text{(ウ)}}$$

補助金申請額  $\boxed{\text{(ウ)}} \text{の額の} 1/2 = \boxed{\text{補助金申請額}}$  (100円未満切り捨て)

大和町指令第 号  
年 月 日

殿

大 和 町 長

大和町高等学校等通学応援事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった通学費助成事業補助金については、下記のとおり補助金の交付を決定し、併せてその額を確定したので通知します。

記

1. 交付決定額（確定額） 円

2. 交付予定日 年 月 日